

「沼津市工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱」に基づく指名停止措置の状況

業者名称	入札参加停止期間	開始年月日	終了年月日	同要綱の該当事由	入札参加停止の理由
(株)岡村製作所	8ヶ月*	H22.4.30	H22.12.29	別表第2の4(独占禁止法違反行為)4ヶ月以上24ヶ月以内 *短期加重措置	防衛省航空自衛隊の特定什器類の発注に関して、独占禁止法第3条の規定に違反するものとして、平成22年3月30日に公正取引委員会から、同法第7条第2項の規定に基づく排除措置命令、及び同法第7条の2第1項の規定に基づく課徴金納付命令を受けたため。
(株)内田洋行	4ヶ月	H22.4.30	H22.8.29	別表第2の4(独占禁止法違反行為)4ヶ月以上24ヶ月以内	
川田建設(株)	4ヶ月	H22.7.2	H22.11.1	別表第2の4(独占禁止法違反行為)4ヶ月以上24ヶ月以内	国土交通省関東地方整備局等が発注するプレストレスト・コンクリートによる橋梁の新設工事の発注について、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する事実が認められたとして、平成16年10月15日、公正取引委員会から排除勧告を受けたが応諾しなかった。そのため、平成16年11月18日に審判手続開始決定がなされ、平成22年5月26日、平成17年法律第35条による改正前の独占禁止法第53条の3の規定に基づき同意審決を受けたため。
ピーシー橋梁(株)					
(株)安部日鋼工業					
(株)日本ピーエス					
昭和コンクリート工業(株)					
三和シャッター工業(株)	4ヶ月	H22.8.19	H22.12.18	別表第2の4(独占禁止法違反行為)4ヶ月以上24ヶ月以内	特定シャッター(軽量シャッター及び重量シャッター)の需要者向けの販売価格に関して、独占禁止法第3条の規定に違反するものとして、平成22年6月9日に公正取引委員会から、同法第7条第2項の規定に基づく排除措置命令、及び同法第7条の2第1項の規定に基づく課徴金納付命令を受けたため。
文化シャッター(株)					
東洋シャッター(株)					